

札幌市立石山中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

- ①生徒が安心・安全に生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを無くすことを目指す。
- ②いじめが、被害生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、生徒が十分理解することを目指す。
- ③いじめ防止対策は、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携の下、取り組まなければならない課題であることを認識する。

2 いじめの捉え方

「いじめ」とは法令上「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とある。

本校でも、法の定義及び国の基本方針に基づいて、いじめを捉える。

いじめ防止学校基本方針

1 子どもの権利条例の理念を踏まえた生徒の主体的な取組

(1) 子どもの意思表明を重視した主体的な取組

生徒一人一人がいじめ問題について考え、全員が意見を述べ合い、生徒会活動における生徒が主体的にいじめを無くす活動に取り組む。

(2) 子どもが安心して生活できるように、学校が実施する取組

学校は、生徒に対して「いじめは絶対に許さない」「いじめられている側に立って考える」という姿勢のもと、指導する。

2 いじめの未然防止の取組

(1) 「いじめ」についての理解を深める

- ①何がいじめなのかを伝える。いじめが発覚した時に「いじめていたという認識はなかった」ということがないようにする。
- ②いじめられている子どもの気持ちを理解する。いじめられている子どもは、一人で不安や悩みを抱え、いじめが深刻化する場合がある。

- ③いじめる子どもの指導、支援もきめ細かに行う。「なぜいじめてしまうのか」という視点で、加害生徒の側に立つことも重要。

(2) 豊かな心の育成

- ①道徳教育をはじめとする心の教育に、子どもの発達段階を踏まえ、教育活動全体を通じて取り組む。
- ②人間関係を構築するための素地の育成。
- ③生徒の主體的な活動を推進し、自己肯定感、自己有用感を育む。
- ④家庭や地域との連携によるいじめの未然防止。

(3) ネットいじめの未然防止

- ①生徒や保護者への注意喚起。
- ②情報モラル教育の充実。
- ③保護者への啓発。

3 早期発見・早期対応のための指針

(1) 早期発見について

- ①教職員がいじめを積極的に認知する。
- ②アンケートや教育相談の計画的な推進。

(2) 早期対応について

- ①速やかに組織的に対応する。
- ②いじめを受けている生徒、いじめを知らせてきた生徒の安心・安全を確保する。
- ③速やかに関係する生徒の保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める。
- ④事実関係の確実な把握を行う。
- ⑤再発防止に向けた保護者への対応。
- ⑥教育委員会への報告。
- ⑦いじめの解決に向けた集団への働きかけ。

4 子どもや保護者がいつでも相談できる教育相談体制づくり

- 生徒や保護者が不安や悩みをいつでも気軽に相談することができるように、スクールカウンセラー、相談支援パートナー、学びのサポーターを有効に活用する。また、全職員がゲートキーパーとして素養を身につけ、教職員一人一人が、悩んでいる生徒に気付いて、声を掛け、話をよく聞いて、必要な支援につなげ、見守る。
- 早期にいじめの通報・相談を受け付けるために、電話やメールの相談窓口を生徒、保護者、地域の方に周知するとともに、相談窓口の積極的な活用を働きかける。

5 生徒指導体制・校内研修の充実

- 法により学校には、単に基本方針の策定を求められるだけでなく、方針にある取組を実行する組織を置くことが義務付けられた。

6 いじめ防止対策会議

(1) 果たすべき役割

- ①学校基本方針に基づく未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ②教育相談の計画的実施
- ③いじめに関わる情報の集約、いじめ事案が発生した際の「組織」の招集
- ④発見されたいじめ事案への対応
- ⑤教職員の共通理解と意識啓発
- ⑥生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
- ⑦「学校基本方針」の改善を図る。
- ⑧重大事態への対応

(2) 組織の構成

- 本校では、生徒指導部をいじめ防止対策会議の基本とし、校長、教頭、教務部長、養護教諭、該当担任により構成する。必要に応じて、スクールカウンセラー、相談支援パートナーや学びのサポーターも加わるなどして柔軟な組織とする。

7 「学校基本方針」の定期的な点検・評価

- 4月：学校基本方針の提示
- 11月：第2回校内研修会で改善点、評価の提示
- 3月：年度末反省職員会議で次年度の「学校基本方針」の提案

8 防止対策にあたっての児童生徒、保護者、地域関係者の参画

- 今後、保護者、地域関係者の方々からの意見を取り入れていく。
例) P T A総会での提示、意見の収集
札幌市立石山中学校区青少年健全育成推進会での提示、意見収集

9 重大事態への対処

- (1) 本校は、いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確に調査する。

重大事態とは

- ①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたケース
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③生徒や保護者からのいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

- (2) 本校は、上記(1)の調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- (3) 「いじめ防止対策推進法」における重大事態発生後の対応フローを参考資料として添付する。

札幌市立石山中学校いじめ防止基本方針 「早期発見」・「早期対応」のためのマニュアル

令和3年1月 札幌市立石山中学校いじめ防止対策会議

1 いじめの組織的対応例

－いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例－

いじめ防止対策推進法第23条第1項に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。以下の事例は、担任教員がいじめに係る情報を学校いじめ対策組織で共有しなかったため、適切な対策が講じられなかったケースである。

いじめの防止等に当たっては、学校いじめ対策組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立することが必要である。また、校内研修等の実施によって、教員の意識向上を図り、組織的対応を推進していくことが大切である。

この事例を教訓として、児童生徒に寄り添った組織的対応の重要性を改めて銘記することが望まれる。

●事例の概要●

中学2年男子生徒Aは、1年次のバスケットボール部の活動において、体力及び技術面から他の部員と同等の練習をこなすことが難しかったにもかかわらず、同学年の部員らから練習中に強い言葉をかけられ、失敗を責められるかのような言動を受けていた。また、2年次のクラス内において、同級生から、顔を殴られ、頭を机に押しつけられ、わき腹を突かれるなどの暴力、ちょっかい、からかいの対象とされ、心理的・物理的な暴力を受けていた。

こうした行為に対し、Aは精神的な苦痛を感じ、生活記録ノートに記載をするなどして担任に訴えたり、家族に相談したりしたこともあった。

生活記録ノート等の記載、周囲の関係者からの聴取結果等から判断すると、いじめが継続していく中で、希死念慮（死にたいという漠然とした気持ち）が現れ、2年次の6月頃にはいじめとの関係で希死念慮を表明するほどになっていた。Aは、2年次の7月に自ら命を絶っている。いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき学校の設置者に設けられた重大事態の調査組織によると、Aが受けていたいじめが希死念慮をもたらした少なくとも一つの原因になっていたと認定されている。

●事態の経緯及び対応●

当該中学校においてAに関わる教員は、クラス及び部活動でのAの周囲で発生したもめ事やトラブルに関して、全く対応していなかったというわけではなく、その都度個別的是に対応してきた。しかし、Aと担当教員との1対1の関係における対応に留まり、教員集団全体での情報共有は十分とは言えず、当該中学校全体あるいは学年全体としてAに関わり、対策を講じることについては極めて不十分であった。

また、Aは、1年次から生活記録ノートに「死」という言葉を記載していたにもかかわらず、関わる教員の多くは、それを「気を引こうとする」ための記載であるという理解に留めてしまい、Aの心理状態の深刻さについて思いを馳せ、より踏み込んだ介入をしていなかった。このことは、調査組織において、当該中学校の不適切な対応

であったと認定されている。

さらに、A自身が家族への報告を望まなかったことなど様々な理由があったとしても、Aが「死」という言葉を記載したという事実について、一度もAの保護者に情報提供をしなかったことも、調査組織において、当該中学校の不適切な対応と認定されている。

●関係教員の処分●

本事案を受けて、県教育委員会は、校長を減給10分の1（1月）、前校長、副校長、当時の担任教員の3名を戒告の懲戒処分にした。

校長、前校長及び副校長の処分理由については、「いじめ防止基本方針の職員への周知及びいじめ防止対策委員会の、法の趣旨を踏まえた適切な運営等、いじめ防止に向けた組織としての対応の整備に十分さを欠き、そのことが結果として、当該いじめ事案に同校が学校全体として適切に対応することができなかつた事態を招いた」とされている。

当時の担任教員の処分理由については、以下の点に適切さを欠いていたとされた。

- (1) いじめ対応にかかる生徒への指導に関し、その指導対象がいじめの加害生徒及び被害生徒等のみに止まり、学級全体に対する十分な指導を欠いていたこと。
- (2) 生活記録ノート「死」の記述について、自らの関心を引くためのものと捉えたことにより、当該生徒の自殺のサインを認識できず、それに即した対応を行うことができなかったこと。
- (3) 生活記録ノートに「死」をほのめかすような記述があったにもかかわらず、そのことについての保護者等への適切な連絡を怠っていたこと。

2 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。
- 些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いをもち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

①アンケート

- 5月の教育相談アンケート、11月の「悩みやいじめに関するアンケート（札幌市教育委員会）」を実施し、いじめの実態を把握する。
- 11月の教育相談日前に、「無記名でいじめに特化したアンケート」を行い、いじめの実態を把握する方法も考えられる。

②教育相談体制

- 1学期及び2学期の定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。

- 教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- 教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- 生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- 気になる生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。

③その他

- 休み時間や放課後等、様々な場面で生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- （「家庭学習がんばりカード」から生徒の悩みを把握し、適切に対応する。）

●「早期発見」と「アンケート」や「教育相談」との関わり●

実態の正確な把握のアンケートには、記名式ではなく無記名式（匿名性が保障される形）が理想的である。それは、現在進行中で深刻な事例（第三者に相談できないようなもの）であるほど、記名式アンケートには回答しづらい。記名式アンケートで訴えが出てきた事例に対応していけばよい、といった姿勢では深刻な事例ほど見落としかねないからである。

いじめアンケートを実施する目的は、過去の経験率を高めること、そして今後どの程度に起こりそうかを知ることにある。そのためには、より正確な回答が得られやすい無記名式アンケートを用いるのが望ましい。

そして、無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、全ての生徒を対象に、予断を持たないで観察したり、対策を講じたりする姿勢が大事である。

また、年に数回の間隔で実施されるアンケートで「早期」に発見できる可能性は低い。被害を受けた生徒やそれを察知した生徒からの相談や報告が増えるように全ての生徒と個人面談を実施し、パイプづくりを進めることも大切である。

すなわち、年に数回のアンケートや教育相談の機会だけで「早期発見」が実現できるわけではない。むしろ、それ以降の自発的な相談や報告を促すための場、大人は生徒の声に耳を傾け、真剣に受け止める気持ちや姿勢があることを伝える機会や場と捉えるべきである。それは、結果的に「早期発見」に繋がるし加害の抑止効果にもなる。

3 いじめに対する措置

いじめ自殺等に至った事案を調べてみると、発見が遅れた（発見できなかった）ためにいじめが深刻化したのではなく、教職員が気付いていたのに、あるいは被害者や周りの者から相談を受けていたのに、対応しないまま放置していたために深刻化していたものが目立つ。求められているのは、速やかな対応である。

本校には「いじめ防止対策会議」という組織がある。日々発生する様々な事案を全てこの組織の全メンバーが毎日のように顔を揃えて検討することは困難である。しかし、個々の教職員がいじめと判断したものだけを報告するのであれば法律の趣旨に反する。

そこで、「組織による認知」を機動的に行うために、本校の「いじめ防止対策会議」に「集約担当」を置く。「生徒指導主事（学びの支援コーディネーター兼任）」が担当する。生徒のささいな変化に気付いたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全て（日時、場所、内容、関わっていた生徒氏名など）を「集約担当」に速やかに伝える。

「集約担当」は、毎日、放課後に、集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断（「いじめ防止対策会議」を招集して検討、2～3日様子を見る、一過性のトラブルとして記録のみ、等の対応の仮仕分）を行い、学校長の承認を得て、実行に移す。必要なら、

関係教職員からの聴き取り等も行っておく。

「いじめ防止対策会議」を招集した場合には、組織としての調査等を経て、いじめの事実認定を行う。

(1) 基本的な考え方

- 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ防止対策会議等で情報共有する。
- 速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- 校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- 生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- 生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ることをはっきりと伝える。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- 生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- 安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- 謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- 生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- 聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- 組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- 生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。あわせて、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不

安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、安全を確保する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

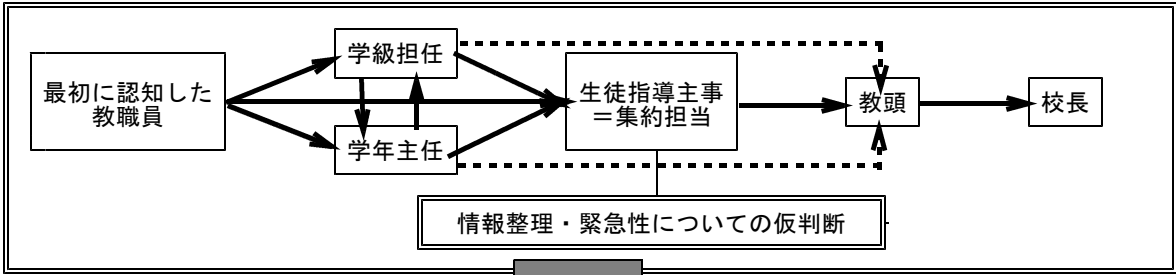
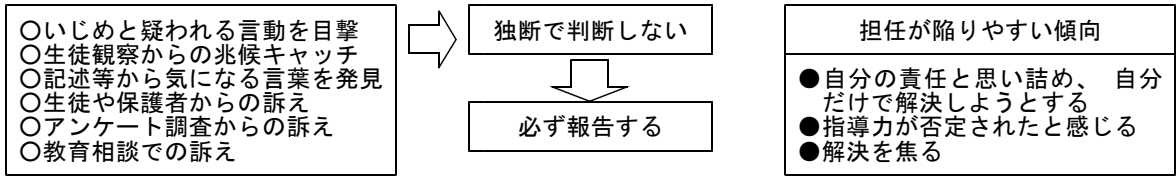
- 知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- 教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

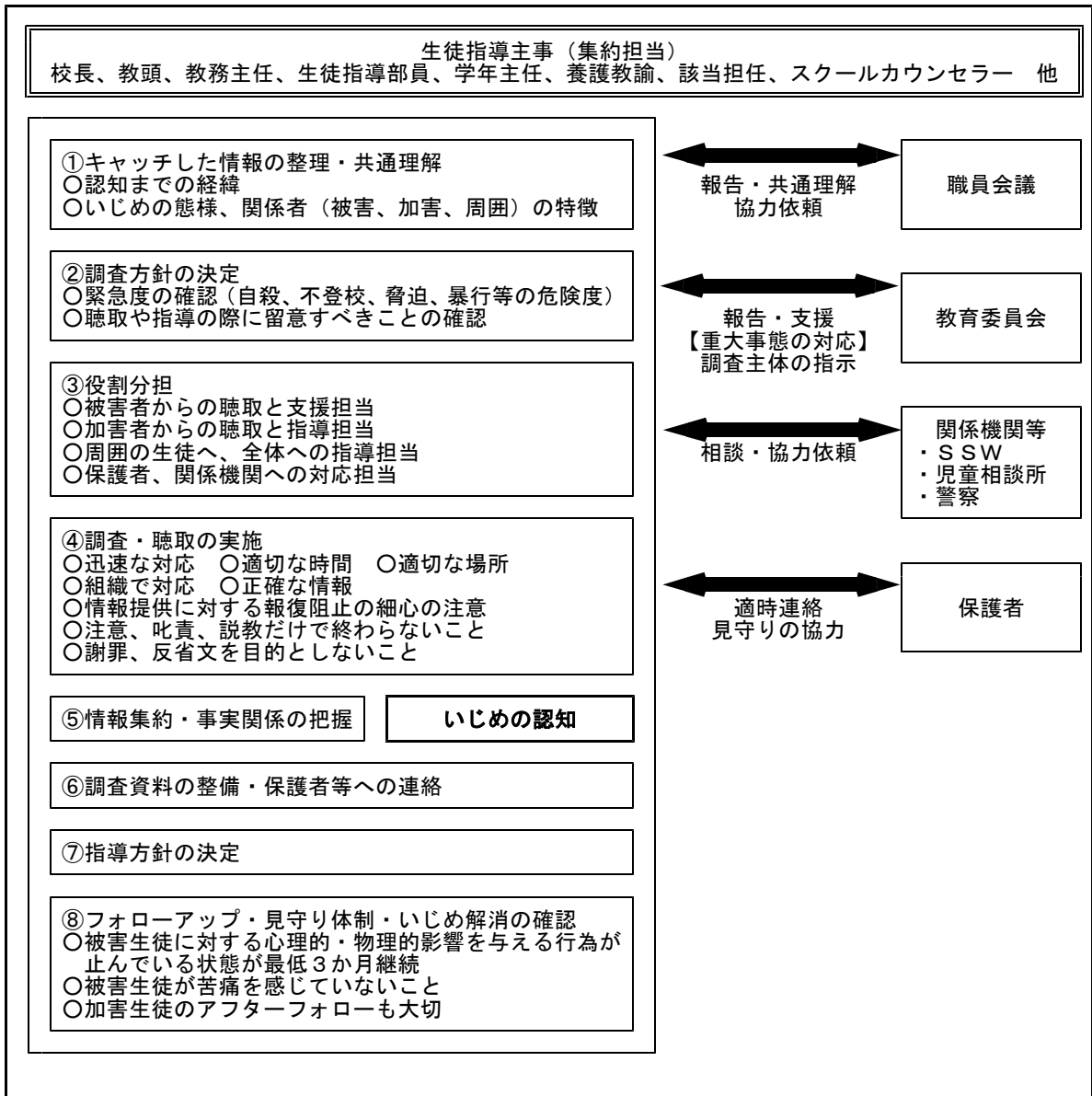
- 不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- 生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- 情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(7) いじめ対応フローチャート

1 いじめの情報（気になる情報）のキャッチ … いじめの兆候・いじめの発見・いじめの通報



2 本校の「いじめ防止対策会議」の開催



4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に大きな傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応フローチャート

① 重大事態発生時の報告

学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告。

② 調査主体の判断

教育委員会が発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童生徒又は保護者の申立などを踏まえて、学校と教育委員会のどちらが調査の主体になるかを判断する。

学校が調査の主体の場合

本校「いじめ防止対策会議」に弁護士などの専門家を加えて実施

教育委員会が調査の主体の場合

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施

③ 調査の実施

【調査の目的】 事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、当該事態と同種の事態の発生を防止を図る。※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

- ・ いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・ 学校、教職員がどのように対応したか。

【調査の方法】 いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手する。

④ 調査結果の提供・報告

- ・ 調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は学校からいじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で状況を提供する。
- ・ 教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

⑤ 必要に応じた再調査の実施

- ・ 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- ・ 再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議」において行う。

⑥ 再調査結果の報告・提供

- ・ 再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童生徒及び保護者に対して適時・適切な方法で行う。
- ・ 市長は、再調査の結果を議会に報告する。

⑦ 調査結果・再調査結果の措置

- ・ 市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生のために必要な措置を講ずる。

5 「事実確認」の方法改善

以下、令和2年度札幌市学校経営研修「生徒指導に関する危機管理」を参考とした。

(1) いじめを見抜く感性を磨くこと

- いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に置く。
- 子どもの姿をよく観察し、アンテナを高くして、生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の生徒一人一人をよく観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

(2) いじめを理解する視点を整理・共有すること

- 「いじめ」と「暴力」を区別するのではなく、「暴力のあるいじめ」と「暴力のないいじめ」に分けて理解する。
- いじめの行為の観点を整理し、いじめの発見感度を上げる。

- ・「能動的攻撃」(攻撃する)
 - …対象に働きかけのある攻撃
 - 例) 叩く、蹴る、言葉によるからかい、暴言を浴びせる など
- ・「使役」(強制する)
 - …命令の有無にかかわらず、何かをさせていたり、押しつけていたりする行動
 - 例) 荷物持たせ、嫌なこと恥ずかしいことをさせる など
- ・「忌避」(避ける)
 - …対象をあえて避けよう(離れよう)とする行動。中には自覚がない場合もある。
 - 例) 机離し、距離をとる、避ける など
- ・「受動的攻撃」(居場所を奪う)
 - …あえて対象に働きかけることのない攻撃。対象に向かわないが精神的苦痛を与える。
 - 例) 挨拶や発表に反応しない、無視する。しらけた雰囲気を出す。悪口手紙を回す など

(3) 聴き取り方法を工夫・改善していく

計画を立てて、組織的に聴き取りを行う。

これまでに培ってきた様々な生徒指導の手法のうち、普遍的なものについては、若い教員に伝承していく意味も含めて複数で進める。

●「組織的な対応」とは●

- ①担任の裁量で動くのではなく、学校長の指示・了解のもとで動く。
- ②複数の児童生徒が関係する場合は、個別に聴き取り場所を設定し、複数の教員で時間差がないよう聴き取る。
- ③複数の教員で事実を確認しながら事情を聴く。
- ④情報提供者についての秘密を厳守する。
例) 「地域の方から情報提供があった」「気になることがあると、複数の先生が心配している」

1 聴き取りの順序等の打合せ

- ①情報提供をした児童生徒
- ②いじめられている児童生徒
- ③いじめをしていると思われる児童生徒 ※短時間で
- ④周囲の児童生徒 ※②と③が一致していない場合等必要に応じて行う。

2 能動的攻撃、使役の場合

- ①教員側の段取りを整える。
 - ・誰が誰から、どう聴くか等が大切。
 - ・できる限り担任以外が聴き取る。
- ②管理職に事情を聴き取することを報告する。
- ③関係児童生徒から個別に聴き取る。※長くても1時間程度。
- ④話したことを確認し、内容を自分で書かせる。
 - ・書かせることで「行為を固定」する。「何をしたのか」「いつ、どこで、誰が、誰に、何を」
- ⑤コーディネーター役の教師を中心に話を突き合わせる。
- ⑥必要に応じて、再度、関係児童生徒から事情を聴く。
- ⑦管理職に結果を報告する。

3 忌避、受動的攻撃の場合

- 「いじめられています」のような直接の訴えはないことが多いので、事実確認は容易ではないことを認識する。
 - 【忌避を見る視点】決められた座席に座るように指示してもわざと違う座席に座る。
 - 【指導のポイント】その行為を行った瞬間にしかできない指導になるので、その行為が出現しそうな場面を予測しておく。例) 無視や汚いものをさわるような行為等
- 重要なのは、発見・認知の前の情報収集であり、特に忌避は教師が見定めることが必要である。※「人間関係のトラブル」なのか? いじめなのか? トラブルの水準を読み間違えないようにすることが大切。

(4) 記録方法を工夫・改善していく。

客観的な記録を残すことが極めて重要

感情を抑えて、無味乾燥な表現で、事実を淡々と書くことに徹する!

- 正確な表現で。
- 客観的な表現で。
- 関係明瞭な表現で。※副詞・形容詞が多い表現は注意が必要。
- 具体的な表現で。
- 5W1Hを中心に、時系列で。
- 必ず主語をしっかりと書くことを心がけて。

| 主観的理解 | 客観的事実 |
|-------------|------------------|
| 無視された | 返事をしなかった |
| 怒鳴られた | 大きな声で話した |
| 蹴られた | 足が当たった |
| 悪口を言われた | 「協調性がない」と言った |
| しつくこくぶつかられた | 4回肩が当たった |
| 使い走りになされた | 買ってくるように頼んだ |
| 最近いじめがあつて | 7月8日に「…」の悪口を言われた |

| | |
|-------------------------|--|
| 謝罪していました 保護者の了解を得ました | 「ごめんなさい」と小声で言った 〇〇という対応をすると伝えたら、保護者が「是非お願いします」と言った |
| 保護者が怒った ほぼ毎日家庭訪問した | 保護者が大声で「ばかやろー」と言った。 5月20日に家庭訪問をし玄関先で10分ほど母と会話した。 5月21日、23日も同様に家庭訪問し母と会話した。 |
| A君はけがをした | A君がけがをしたと母から伝えられた。病院に行ってはいないが、肩に青あざがあるとのこと。 |

【改善例】「客観的事実」と「主観的考察」をノートの左右で書き分ける

| 「客観的事実ページ」 = 公的記録 | 「主観的考察ページ」 = 参考活用 |
|--|--|
| <p>例) 保護者からのいじめの訴え 0915 (金) 9:00頃 A君母来校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A君母が何の連絡もなく突然来校 ・ 教頭に「子どもがいじめられている」との訴えあり。 ・ 教頭「どうしていじめだと思ったのですか？具体的なエピソードを教えてください」と言うと、 ・ 母「昨年から何度もB君に『きもい』と言われている」とのこと。 | <p>例) 保護者からのいじめの訴え 0915 (金) 9:00頃 A君母来校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『きもい』と、いつ、誰から、何度言われたかということが漠然としていて母の「子どもを守ってほしい」という思いが強いと感じた。 ・ まずは、本人から詳しく事情を聴きたいが、保護者の了解を得られるかが心配である。 |
| <p>例) 家庭訪問の記録 0915 16:15頃～ A君宅を家庭訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16:20頃、A君宅到着。 ・ 3分間ほどに渡り、インターフォンを5回押した。 ・ 応答なし。誰も出てこなかった。 ・ 家の中の電灯は煌々と点いていた。 ・ 電気メーターも回転していた。 ・ その後、5分ほどして、同じことを繰り返した。 ・ 応答がなし。16:45頃帰校した。 | <p>例) 家庭訪問の記録 0915 16:15頃～ A君宅を家庭訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話で家庭訪問することを伝えた際にも「来なくてよい。子どもも会いたくないと言っている」と言っていたので、居留守の可能性が高いと推測。 ・ 学校への不信感が強いので、次回は、事前の電話連絡をしないで、お便り等のポスティングと併せて家庭訪問を試みてはどうか？ |

※口頭説明等で活用する。

(5) 徹底した組織的対応に向けて工夫・改善していく。

「学校いじめ防止対策組織」をつくるのが法で定められたのは、担任教諭などの抱え込みを防ぐことが大きなねらい。

組織的対応を進めるために

- ① 「学級セクト」「学年セクト」を打破。意識改革を進める。
- ② 若手教職員を巻き込んだ組織改善を進める。

●従来型の組織的対応からの改革●

①教員個人や分掌に委ねていた対応から

～担任や生徒指導主事、教頭等の個人々の力量に委ねた対応や学年の生活係、生徒指導部などに委ねた対応から、「学校いじめ防止対策組織」を活用した対応へ

②「学校いじめ防止対策組織」の活用頻度

～「学校いじめ防止対策組織」は、必ずしも全員揃う必要はない。情報共有等のための開催頻度を日常的レベルに上げる。

6 「録音」の取り扱い 録音の在り方を見直す必要性

- 保護者との面談で「録音させていただきます」と言われるのは当たり前になった。
- スクールロイヤーの助言として
 - ・録音することは、基本的に自由だが、面前で録音するのが基本と考えられる。
 - ・学校としても確実な記録をとるため、保護者との面談を録音する方がよい場合もあると考える。
 - ・実際には、保護者の性格や学校との関係性を踏まえ、録音すべきかどうかを判断する必要がある。
- 一般的な社会生活においては、会話を録音する場合には、相手の同意を得て行うことが基本である。
- 入手した情報を安易に公表すれば、プライバシー侵害や名誉毀損として被害者から慰謝料請求を受ける可能性もある。慎重な対応が必要。
- 上記を参考に、本校として、今後の「録音」対応の在り方を考えていく必要がある。

- ・正確な記録を残すために、保護者に了解を得た上で、面談内容を録音する。面談終了後には、録音を基に文書化して記録する。
- ・いじめの事実確認をするために、「司法面接」の手法を取り入れ、いじめの被害者・加害者の聴き取りを録音する。
※新年度初めに、学校の方針として、「いじめの疑いが生じる事案が起きた際には、聴き取りの正確さを確保し、後になっての検証のためにも、お子様との面談内容をＩＣレコーダー等で録音させていただきます」と伝えるなどの対応も検討する必要がある。

7 いじめ防止のための年間計画

- 別紙

7 いじめ防止のための年間計画

| 1 学期 | | 2 学期 | | 3 学期 | |
|-------|--|------------------------|---|-------|--|
| 期日 | 活動内容 | 期日 | 活動内容 | 期日 | 活動内容 |
| 4月1日 | 校内いじめ防止対策会議① ・本校「いじめ防止基本方針」理解 生徒指導研修会 | 8月20日 ～ 9月20日 | 「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」 | 2月〇日 | 校内いじめ防止対策会議⑤ ・年間の取組の評価 校内研修会 |
| 4月2日 | ・本校「いじめ防止基本方針」について ・前期の取組について 始業式 | 8月23日 9月28日 9月〇日 | 2学期始業式 校内学びの支援委員会②※1・2年生 校内いじめ防止対策会議③ ・前期の取組の評価 ・後期の取組 教育課程検討委員会 | 2月7日 | ・年間の取組の評価、次年度に向けて 反省職員会議 校内学びの支援委員会④ 教育課程検討委員会 年度末反省職員会議 |
| 4月6日 | ・本校「いじめ防止基本方針」について説明 入学式 | 9月30日 | ・本校「いじめ防止基本方針」前期評価 校内学びの支援委員会②※3年生 職員会議 | 2月10日 | ・次年度の「いじめ防止基本方針」の提案 |
| 4月7日 | ・本校「いじめ防止基本方針」について説明 生徒指導事例研修会 | 10月4日 10月20日 | ・本校「いじめ防止基本方針」前期評価 全学年授業参観・懇談会、進路説明会 ・本校「いじめ防止基本方針」前期評価 札幌市教育委員会 | 2月14日 | |
| 4月13日 | ・生徒の実態についての確認会 ・教育相談アンケート実施における留意点 学級懇談会 | 10月26日 | 「悩みやいじめに関するアンケート」配布 「悩みやいじめに関するアンケート」回収 ・アンケート集約、分析 | 3月7日 | |
| 4月16日 | ・本校「いじめ防止基本方針」について説明 校内いじめ防止対策会議② | 11月5日 | 校内いじめ防止対策会議④ ・アンケート集約結果の情報交流・対応 校内研修会 ・いじめ理解の講演会等 | 3月10日 | |
| 5月〇日 | ・アンケート集約結果の情報交流・対応 教育相談アンケート配布 | 11月6日 | | | |
| 5月6日 | | 11月〇日 | | | |
| 5月17日 | 教育相談日Ⅰ | 11月9日 | | | |
| ～ | | 11月12日 | | | |
| 5月24日 | 校内学びの支援委員会① | ～ | 教育相談日Ⅱ | | |
| 6月21日 | 青少年健全育成推進会総会 | 11月19日 | | | |
| 6月28日 | ・本校「いじめ防止基本方針」について ・本校の取組について | 12月6日 | 保護者懇談会 | | |
| 7月5日 | 保護者懇談会 | ～ | | | |
| ～ | | 12月10日 | | | |
| 7月9日 | 1 学期終業式 | 12月24日 | 2 学期終業式 | | |